

御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等災害によるブロック塀等の倒壊事故被害を防止し安全なまちづくりを推進するため、道路に面した危険なブロック塀等の撤去を行おうとする当該ブロック塀等の所有者に対し、予算の範囲内において御宿町補助金等交付規則(平成6年規則第4号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条又は道路法(昭和27年外法律第180号)第2条に規定する道路をいう。
- (2)危険なブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀(門柱を含む。)で、道路からの高さが1.2メートルを超えるもののうち、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 塀の厚さが10センチメートル以下のもの
 - イ 塀の長さ3.4メートル以下ごとに塀の高さの5分の1以上の控え壁が設置されていないもの
 - ウ コンクリートの基礎が設置されていないもの
 - エ 塀に傾きやひび割れがあるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は次の各号のいずれにも該当するブロック塀等の撤去を行う事業(以下、「補助事業」という。)とする。

- (1)道路に面しており、かつ第2条第2号に定める危険なブロック塀等であること。
- (2)ブロック塀等を撤去する延長は2メートル以上であること。
- (3)敷地内の建物等の売却を目的としたブロック塀等の撤去でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、町内の住宅又は事業所の敷地内において、前条で規定する補助事業を行おうとする当該ブロック塀等の所有者で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)町税に滞納が無い者であること。
- (2)同一敷地内における補助対象者に対する補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 この要綱による補助金の額は、ブロック塀等の撤去に係る事業費の合計金額の2分の1の以内の額とブロック塀等1平方メートル当たり1万円により算定する事業費の合計金額のいずれか少ない方の額とし、1件当たりの上限を8万円とする。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の申請をしようとする者は、補助事業を実施する前までに、御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図(撤去工事の内容を表した図面等)
- (3) 撤去するブロック塀等の写真
- (4) 撤去工事費の見積書の写し
- (5) 町税に係る滞納のない証明書

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定した御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「補助対象者」という。)が、計画変更または中止の承認を受けようとする場合は、御宿町ブロック塀等撤去費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)に変更内容がわかる書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、御宿町ブロック塀等撤去費補助金変更承認(不承認)通知書(別記第4号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(完成届)

第9条 補助対象者は補助事業が完了したときは、御宿町ブロック塀等撤去費補助金完成届(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から14日以内又は補助金の交付決定に係る当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事費の領収書の写し
- (2) 工事着手前及び工事完了後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の届を受理したときは、14日以内に補助事業の完成を検査するものとする。

(補助金額確定の通知)

第 10 条 町長は、前条の規定により提出された御宿町ブロック塀等撤去費補助金完成届を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付確定通知書(別記第 6 号様式)により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 11 条 前条の通知を受けたときは、御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書(別記第 7 号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 12 条 町長は、御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書(別記第 7 号様式)による請求に基づき、補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 13 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又は補助金交付の条件若しくは町長の指示に違反したとき。
- (2) 対象工事を承認なく変更等したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書(別記様式第 8 号)により申請者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 14 条 補助対象者は、町長が補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、御宿町ブロック塀等撤去費補助金返還請求書(別記第 9 号様式)により補助対象者に通知し、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 15

条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

御宿町長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第6条に基づき、補助金を交付されたく申請します。

場所	御宿町			
補助対象事業	ブロック塀等の撤去	設置状況	延長 m 高さ m	
		塀の種類		
		工期	着工	年 月 日
			完了	年 月 日
		撤去に要する経費	円	
添付書類	位置図 平面図(撤去工事の内容を表した図面等) 撤去するブロック塀等の写真 撤去工事費の見積書の写し 町税に係る滞納のない証明書(下記に同意する場合は提出不要) ○私の町税の納付状況について町長が確認することに 【同意します。・ 同意しません。】			
備考				

別記第 2 号様式(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付(不交付)決定通知書

様

御宿町長

年 月 日付で申請のありました御宿町ブロック塀等撤去費補助金は御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付 ・ 不交付

ブロック塀等の所在地

交付決定額 円

不交付理由

工事完了した場合は、完了後 14 日以内又は補助金の交付決定に係る当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までに完成届を提出して確認を受けてください。

また、交付申請書の記載事項の変更を行った場合は、直ちに御宿町ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書(別記第 3 号様式)を提出して承認を受けてください。

別記第3号様式(第8条関係)

年 月 日

御宿町ブロック塀等撤去費補助金変更(中止・廃止)承認申請書

御宿町長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日 第 号で通知のありました御宿町ブロック塀等撤去費補助対象事業の内容を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認されたく申請します。

(変更前)

場所	御宿町						
補助対象事業	ブロック塀等の撤去	設置状況	延長		m	高さ	m
		塀の種類					
		工期	着工	年	月	日	
			完了	年	月	日	
撤去に要する経費				円			
備考							

(変更後)

変更する項目にチェック		設置状況	延長		m	高さ	m
		塀の種類					
		工期	着工	年	月	日	
			完了	年	月	日	
		撤去に要する経費				円	
	備考						

※位置図、平面図、撤去するブロック塀等の写真、撤去工事費の見積書の写し等変更内容がわかる書類を添付すること。

別記第4号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

御宿町ブロック塀等撤去費補助金変更承認(不承認)通知書

様

御宿町長

年 月 日付で申請のありました御宿町ブロック塀等撤去費補助金に係る内容変更については、申請書のとおり変更することを承認しましたので、御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

承認 ・ 不承認

(変更前)

金額 円

(変更後)

金額 円

不承認理由

工事完了した場合は、完了後14日以内又は補助金の交付決定に係る当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに完成届を提出して確認を受けてください。

また、補助対象工事の変更を行った場合は、直ちに御宿町ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書(別記第3号様式)を提出して承認を受けてください。

別記第5号様式(第9条関係)

年 月 日

御宿町ブロック塀等撤去費補助金完成届

御宿町長

宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付申請に係る事業は 年 月 日
に完了しましたのでお届けします。

添付書類

撤去完了後の写真

撤去工事の領収書の写し

別記第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付確定通知書

様

御宿町長

年 月 日付で申請のありました御宿町ブロック塀等撤去費補助金は御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

金額 円

別記第7号様式(第11条関係)

年 月 日

御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書

御宿町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

金 円也

年 月 日付け 第 号で交付確定された補助金について、御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

振込先

請求金額	円
金融機関名	
店舗名	本店 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

別記第 8 号様式(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書

様

御宿町長

年 月 日付け、第 号をもって交付決定した、御宿町ブロック塀等撤去費補助金については、御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により下記のとおり交付決定の全部(一部)を取消したので通知します。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付決定取消し額 | 円 |
| 3 取消し後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消しの理由 | |

別記第9号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

御宿町ブロック塀等撤去費補助金返還請求書

様

御宿町長

金 円也

年 月 日付け 第 号により取り消した補助金について、御宿町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第14条の規定により上記の金額を返還請求します。

返還期限 年 月 日

振込先

金融機関名	
店舗名	本店 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	